

原発再稼動の中止を求める意見書（案）

東京電力福島第一原発事故発生から3年9ヶ月が経過しようとしている。しかし、いまだ福島県民約12万人強が避難を余儀なくされ、事故原因は究明されず、かつ終息もおぼつかない。それどころか汚染水問題は日毎に深刻さを増している。このような状況下で原子力規制委員会は川内原発第1、2号機が新規規制基準を満たしているとした。そして九州電力は着々と原発の再稼動の準備をすすめている。

福島原発事故後、放射能物質が飛散する過酷事故を想定した避難計画の策定が道府県とUPZ（緊急防護措置準備区域：概ね30km）圏内の自治体に義務づけられたが、国や原子力規制委員会は計画づくりに直接関与しておらず、避難計画の内容には問題が多い。必要なバスの台数など未確定なところが多く、荒天時避難など解決すべき課題が山積している。とくに、火山噴火リスクの取り扱いは噴火予測の限界とあいまいさの理解が不十分と日本火山学会が異議を唱えている。

当議会は、東京電力福島第一原発事故原因の究明と事故の収束が実現していないこと、実効性の担保された避難計画が策定できていないこと、火山噴火リスクの予測が不十分であることなどから、川内原発をはじめとする原発再稼動の中止を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年12月24日

嘉 麻 市 議 会

意見書提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
経済産業大臣
環境大臣